

令和8年3月27日
市民局地域防災課

市政記者各位

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションとの 災害時における物資供給に関する協定の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションと福岡市は、「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害時において被災住民等を支援するための物資の緊急調達が可能となります。

2 協定概要

(1) 協定の相手方

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 梅木 孝治（うめき こうじ）氏

(2) 協定締結日

令和8年3月27日（金）

(3) 主な供給物資

- ・ 仮設トイレ
- ・ 寝具
- ・ 間仕切り、テント
- ・ 調理機器
- ・ 家電
- ・ 通信機器、パソコン
- ・ オフィス家具
- ・ ユニットハウス

など

【問い合わせ先】

福岡市市民局 地域防災課

森山・中元

TEL：711-4156（内線1788）

災害時における物資供給に関する協定（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被災住民等を支援するために必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、被災者に対し物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、3～5日程度の納品日数を目安とし、物資の優先供給に努めるものとする。

（輸送、引渡し及び返還）

第6条 物資の輸送、引渡し及び返還（物資の性質上返還が不可能又は不要であるものを除く。以下同じ。）については、甲と乙が協議して定めるものとする。

- 2 物資の引渡し及び返還に係る輸送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引渡し又は返還を行うものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第2号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 供給した物資及びこれに係る引渡し又は返還に係る輸送に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第9条 乙は、供給した物資及びこれに係る引渡し又は返還に係る輸送に要する費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 甲が災害対策基本法その他関係法令の規定に基づき、乙または乙の従業員その他関係者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該従事に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの人的損害の取扱いについては、災害対策基本法その他関係法令並びにこれらに基づく災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例(昭和38年福岡市条例第23号)その他関係法令の定めるところによるものとする。

2 前項に該当しない場合は、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月27日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区芝五丁目29番20号
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 梅木 孝治

(別表 第3条関係)

供給要請対象物資一覧

品名	数量	単位	備考
仮設トイレ	4,500	台	簡易水洗
寝具	1,000	組	2t(ロング)トラック1台で70名分配達可能です
カラーコピー機	130	台	コピー・FAX・プリンタ・スキャナ
パソコン	100	台	ノート
電子レンジ	100	台	単機能
ポット	130	台	2~3L
炊飯ジャー	10	台	5合程度
会議テーブル	2,000	台	W1800×D450
折りたたみ椅子	5,000	脚	
スポットクーラー	30	台	1馬力程度
扇風機	100	台	フロア型
石油ストーブ	40	台	対流式
石油ファンヒーター	50	台	電源が必要
テレビ	200	台	18~27型
冷蔵庫	150	台	150L程度
洗濯機	60	台	4.2~5KG

※道路状況により納品日数が前後する場合がございます。

※備考欄に記載の規格は在庫状況により双方協議の上決定いたします。